

議案第61号

令和3年度総社市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度総社市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の追加)

第2条 予算に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
総社市水道事業 小寺低区配水池築造工事	令和3年度から 令和5年度まで	700,000 千円

令和3年8月23日提出

総社市長 片岡 聡 一

令和3年度総社市水道事業会計補正予算(第2号)

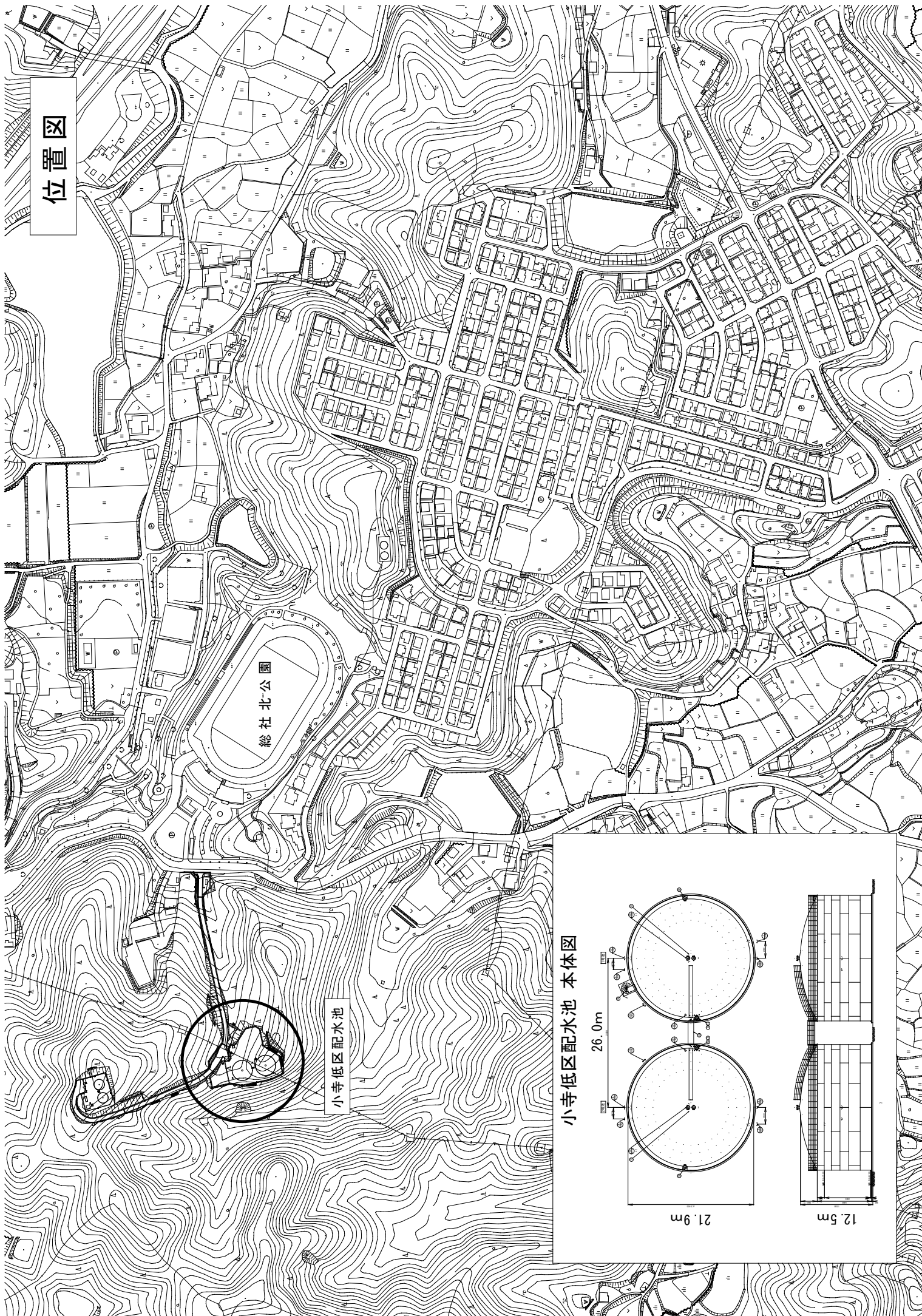
付 属 説 明 書

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和2年度末 までの支払義務 発生(見込)額		令和3年度以降 の支払義務 発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫 補助金	企業債	その他
総社市水道事業 小寺低区配水池 築造工事	700,000	/	/	令和 3年度 から 令和 5年度	700,000		400,000	300,000

位置図



小寺低区配水池

小寺低区配水池 本体図

